

ベトナム大学生インターン招聘事業業務委託 質問に対する回答

	質問	回答
1	【年度区分】 仕様書P. 1の2(2)委託期間は令和7年度と令和8年度に分けていますが、見積書と契約も年度ごとに作成する必要がありますか？	見積書は、年度ごとの金額を記載して作成してください。 契約書については、長期継続契約となるため、2か年度分の内容を記載した一つの契約書を作成することを想定しています。
2	【対象学生】 仕様書P. 1の2(3)対象者の定義の②インターン生のウ「日本国内での就職に意欲がある学生」において、全学年生が対象になるでしょうか？	全学年の学生が対象となります。
3	【VISA手続き等支援】 仕様書P. 2の3(1)のオ「日本への渡航・受入にかかる支援」の「インターン生が来日するためのVISAの手続き等の準備について支援を行うこと。」を明示していますが、支援にかかる費用も事業費に含める理解で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
4	【短期滞在】 仕様書P. 2の3(1)のオに「在留資格は短期滞在とする」と記載がある一方で、P. 4の3(4)その他では「特定活動に係るガイドラインを熟知した上で」とあります。今回の事業は短期滞在ビザ取得であり、特定活動に係るガイドラインについては参考資料としての取り扱いという理解で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	【補助金(宿泊施設の支援)】 仕様書P. 3の3(1)クの「宿泊施設の支援」について、県が補助する際の条件や上限額はありますか？	奈良県内に所在する、家具・家電等が備え付けられている宿泊場所(マンスリーマンション、受入企業が借り上げている社宅・寮、ホテル等)を受入企業がインターン生に提供した場合、受入企業に対して一戸あたり上限56,000円／月(令和7年度)の範囲で賃借料及び共益費(管理費)に係る経費の補助を行います。
6	【企業の一部負担額】 仕様書P. 3の3(1)ケについて、「受入企業に対して、一部負担額として10万円を徴収する」旨の記載がありますが、事業経費の見積りにあたり、往復航空券や保険料等の費用は、この企業負担額を差し引かず、全額を算出対象としてよろしいでしょうか。	インターン生1名あたり10万円の一部負担額については、受入企業から本事業の受託者に支払われることを想定しているため、一部負担額を差し引いた見積りとしてください。
7	【補助金(滞在費の支援)】 仕様書P. 3の(2)オの「県は受入企業に対し滞在費について補助を行うため」の記載があるが、この滞在費とはどのような内容が含まれますか？補助の限度額はありますか？	滞在費は、インターン生が日本国内で生活する上で要する経費です。 受入企業がインターン生に滞在費を支給した場合、受入企業に対して一人あたり上限2,500円／日(令和7年度)の範囲で補助を行います。
8	【企画提案書ページ数】 企画提案書について、ページ数の制限はないでしょうか？	ページ数に制限はありませんが、プレゼンテーションは15分間を予定しています。
9	【予算】 本案件は国の予算が入っていると思いますが、その予算の正式名称を教えてくださいませんか？	本事業は、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を財源予定とした事業です。
10	【再委託】 本案件の一部業務をもし再委託する場合、再委託金額の上限設定はありますか？	上限額の設定はありませんが、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。 また、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により県の承諾を得てください。 その場合において、受注者は第三者の行為について、県に対して全ての責任を負うものとします。
11	【一般管理費】 一般管理費は認められますか？	一般管理費を見積書に含めていただいて結構です。
12	【契約保証金】 契約保証金の納付義務はありますか？	奈良県契約規則19条の各号に該当すると認められる場合は、その限りではありません。